

## 第5章 新庁舎の位置

### 1. 位置の設定 ～計画対象区域～

新庁舎の位置は、「鹿沼市新庁舎整備基本構想（VI. 2. (3) ③最終的な位置の決定）」に基づき、本市が目指す、これまでの文化と伝統を引き継ぎつつ「まちづくり」の将来像を念頭に置きながら、市民の利便性の向上と市民サービスの効率化はもとより、まちの活性化も勘案し、さらなる発展の基盤となる『現庁舎敷地』と定める。

#### 敷地の概要

【地名地番】 鹿沼市今宮町 1670 番地 3、4 / 1672 番地 1  
1673 番地 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10  
1674 番地 3 / 1688 番地 1、7、12、13  
1689 番地 1、3、6 / 2981 番地 1  
(東館敷地：今宮町 1692 番地 20)

【敷地面積】 9,386㎡ (その他：市庁舎東館敷地：857㎡)  
(その他：第2駐車場敷地：760㎡)

